

○大子町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

平成26年9月1日

告示第45—1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における自治会等の地域に密着して活動している団体又はその連合体（以下「団体等」という。）に対し、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業を財源とした大子町コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱の対象となる事業は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する助成事業のうち次に掲げる事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 青少年健全育成助成事業

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、前条各号に掲げる事業を実施する団体等とする。ただし、活動の目的が専ら趣味、芸術等に限定される団体等は除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱に規定する助成対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、センターにおいて決定された助成金の額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）は、コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、申請できる金額は、10万円未満を切り捨てた額とする。

2 申請団体が申請できる件数は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において1団体につき1件に限るものとする。

(対象事業の選定)

第7条 町長は、一の年度における申請の件数が茨城県又はセンターが定める件数を超えるときは、公開による抽選により補助対象団体を選定するものとする。

(助成決定の通知)

第8条 町長は、センターから助成金の決定又は不決定の通知があったときは、速やかに当該申請に係る団体等に対しその結果を通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体等（以下「補助決定団体」という。）は、事業実施前において当該事業の内容に変更が生じたときは、速やかにコミュニティ助成事業補助金変更申請書（様式第2号。以下「変更申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、センターの承認が得られた場合に限り、変更の承認を行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定団体は、当該事業が完了したときは、コミュニティ助成事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付手続の省略)

第11条 規則第18条の規定により、規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続は省略するものとする。

(申請の制限)

第12条 補助決定団体は、交付の決定を受けた年度の次年度以後10年間は、第2条の事業のうち同一事業について、第6条第1項に規定する申請をすることはできない。

(事業の周知)

第13条 町長は、補助金の申請を希望する団体等を広く町内から募集するため、ホームページ等を利用して、事業の周知を図るものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

コミュニティ助成事業補助金交付申請書
(助成事業)

年 月 日

大子町長 様

申請団体 所在地
名 称
代表者氏名 印
電話番号

コミュニティ助成事業補助金の交付を受けたいので、大子町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業実施主体

事業実施主体名			
事業所所在地 (電話番号)	〒 - (- -)		
代表者氏名			
結成年月日	年 月 日		
活動対象地域の人口	人 (年 月現在)		

2 事業実施主体の説明

3 補助申請額

事業費総額 (A)	一般財源等充当額 (B)	補助申請額 (A - B)						
円	円				0	0	0	0 円

4 補助申請事業の実施計画

- (1) 補助申請事業の名称
- (2) 補助申請事業の趣旨・目的

(3) 補助申請事業の対象者

(4) 補助申請事業の内容

ア 実施期間 年 月 日開始～ 年 月 日完了

イ 実施場所

ウ 実施内容

エ 収支内訳 別紙のとおり

(5) 補助申請事業の期待できる効果

(6) 補助申請事業のスケジュール

ア 事業を実施（開始）するまでのスケジュール

イ 実績報告書提出予定 年 月 日

(7) 補助申請事業の過去の活動実績

5 宝くじの社会貢献広報の方法

6 添付資料

(必要書類を参照の上、添付した書類を記入してください。)

様式第2号（第9条関係）

コミュニティ助成事業補助金変更申請書
(助成事業)

年 月 日

大子町長 様

申請団体 所在地
名称
代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付けで交付の決定を受けた事業について、次のとおり変更した
く、承認願います。

1 当初決定内容

事業実施主体名	決定額（千円）	事業内容

2 変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後

3 変更理由

4 変更後の事業の計画

(1) 事業の趣旨・目的

(2) 事業の対象者

(3) 事業の内容

ア 実施期間 年 月 日開始～ 年 月 日完了

イ 実施場所

ウ 実施内容

エ 収支内訳

(4) 補助申請事業の期待できる効果

(5) 補助申請事業のスケジュール

ア 事業を実施（開始）するまでのスケジュール

イ 実績報告書提出予定 年 月 日

(6) 補助申請事業の過去の活動実績

5 変更後の宝くじの社会貢献広報の方法

6 添付資料

（必要書類を参照の上，添付した書類を記入してください。）

様式第3号（第10条関係）

コミュニティ助成事業補助金実績報告書

（助成事業）

年 月 日

大子町長 様

報告団体 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

印

年 月 日付けで交付の決定を受けた事業について、次のとおりその実施状況について報告します。

1 補助金の決定内容

(1) 事業実施主体名

(2) 補助決定額 円

(3) 事業の名称

2 実施事業の内容

(1) 実施期間 年 月 日開始～ 年 月 日完了

(2) 実施場所

(3) 実施内容

(4) 収支内訳 別紙のとおり

3 事業実施の成果

4 交付申請額 円（10万円単位）

5 添付資料

（必要書類を参照の上、添付した書類を記入してください。）

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第10条関係）